資料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第7回)平成27年1月26日(月)13:000~15:000

資料		-					•		-		•			去曹 出席			-				• 1
資料								-						との:					-	_	. 3
資料														関す · · · ·							
資料	4	;												勤職							•31
資料	5	_	1	法的	勺二·	ーズ	`に 	関す	る意	意識	調査	単	純集	計表	₹ (地方	自治	台体)		• 35
資料	5	_	2											調査 							- 47
別 別	m m					-				護士 隽の				! — 切	IJIJ	拓け	自河	台体	法剂	务!	— J

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会(第7回)出席者名簿

(平成27年1月26日)

幸田雅治

社会福祉法人南高愛隣会顧問•理事	\boxplus	島	良	昭(座長)
明石市長	泉	Д.,	房	穂
早稲田大学政治経済学術院教授	北	Ш	正	恭
中央大学大学院法務研究科教授	大	貫	裕	之
	人	貝	竹	~
内閣官房				
法曹養成制度改革推進室参事官	中	西	_	裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐	熊	真絲	己子
法務省				
大臣官房司法法制部参事官	鈴	木	昭	洋
大臣官房司法法制部官房付	中	島	行	雄
日本司法支援センター				
本部事務局次長	鈴	木	啓	文
日本弁護士連合会				
副会長	田	邊		護
事務次長	谷		英	樹
法律サービス展開本部副本部長	菊	地	裕ス	大郎
法律サービス展開本部委員	谷	垣	岳	人

オブザーバー

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会

法律サービス展開本部委員、神奈川大学法学部教授

「全国の弁護士会における地方自治体等との連携活動実態調査」 分析結果報告書

2014年(平成26年)11月19日 日本弁護士連合会

第1 調査目的

- 1 全国の弁護士会は、平素より、会内の各種委員会活動等を通じて、地方自治体等(以下、 自治体等という。)と連携しながら、高齢者・障害者問題、消費者問題など多様な分野に おける問題に鋭意取り組んでいる。
- 2 日本弁護士連合会では、地方行政分野における法的ニーズを把握するため、兵庫県内の 自治体については2013年(平成25年)6月17日から7月19日、全国の都道府県、 市、特別区については同年11月27日から2014年(平成26年)1月20日にかけ て、アンケート調査(以下「自治体アンケート」という。)を実施した。

その調査結果によると、弁護士会との連携に興味を示す自治体が多数に上るという実情が明らかとなった。

	総務部門	福祉部門	学校•教育部門
「興味がある」	448(78%)	321(69%)	323(69%)
回答総数	594	505	500

なお、その調査結果の詳細については、2014年(平成26年)8月31日付で公表済みである。

- 3 本調査は、日本弁護士連合会が、各弁護士会におけるより幅広い分野・手法での地方自 治体等との連携活動を積極的に支援し、これをさらに進化させていくことを目的として、 全国の弁護士会等における当該連携活動の実態(自治体ニーズへの対応状況の達成度)を 調査するものである。
- 4 得られた情報については、全ての弁護士会に還元し、他の弁護士会との比較において、 さらなる取組の強化を図るための検討(自己点検)材料として活用することを予定してい る。

第2 調査方法及び回答状況

1 第1次調査

実施日: 2013年(平成25年) 11月14日

対 象:全国の弁護士会(52会)

方 法:地方自治体等との連携活動に関する情報提供について(依頼)

2 第2次調査

実施日:2014年(平成26年)6月13日

対 象:全国の弁護士会(52会)

方 法:地方自治体等との連携活動に関する情報提供の確認について(依頼)

3 回答数

52会(回答率100%)

なお、回答書提出後も、2014年(平成26年)10月31日までに弁護士会から修 正依頼のあったものを反映した。

第3 調査対象となる弁護士会の概要

1 総数:52会

2 規模別(平成26年2月末日現在の会員数による)

(1) 大規模会(会員数1000名以上)

数		内 訳(会員数順,数値は会員数)
7会	東京 7221,	第二東京 4654, 第一東京 4370, 大阪 4139, 愛知県 1699,
7 云	横浜 1425,	福岡県 1092

(2) 中規模会(会員数176名以上,1000名未満)

数	内 訳(会員数順,数値は会員数)
	兵庫県 810, 埼玉 720, 札幌 700, 千葉県 674, 京都 664, 広島 526,
19 会	静岡県 423,仙台 412,岡山 355,群馬 264,沖縄 251,新潟県 250,
19 🔀	熊本県 246,茨城県 244,長野県 227,栃木県 195,鹿児島県 186,岐
	阜県 179,福島県 176

(3) 小規模会(会員数175名以下)

数	内 訳(会員数順,数値は会員数)
	三重 171, 金沢 167, 長崎県 162, 愛媛 160, 香川県 159, 奈良 156, 山口県 149, 大分県 141, 滋賀 139, 和歌山 139, 宮崎県 122, 山梨県 117, 青森県 117, 富山県 105, 岩手 99, 福井 98, 佐賀県 96, 徳島 91, 山形県 90, 高知 87, 秋田 78, 島根県 72, 鳥取県 68, 釧路 70, 旭川
	69, 函館 48

3 ブロック別

(1) 東京三会(会員総数 16,245 名)

数	内訳(会員数順、数値は会員数)
3 会	東京 7221,第二東京 4654,第一東京 4370

(2) 関東(会員総数4,539名)※東京三会を除く。以下同じ。

数	内が訳(会員数順,数値は会員数)
10 会	横浜 1425, 埼玉 720, 千葉県 674, 静岡県 423, 群馬 264, 茨城県 244, 新潟県 250, 長野県 227, 山梨県 117

(3) 近畿(会員総数6,047名)

数		内 訳	(会員数順	,数値は会	:員数)	
6 会	大阪 4139,	兵庫県 810,	京都 664,	奈良 156,	滋賀 139,	和歌山 139

(4) 中部 (会員総数 2,419 名)

数		内	訳(会員数順,	数値は会員	(数)	
6会	愛知県 1699,	岐阜県	₹ 179.	三重 171.	金沢 167,	富山県 105,	福井 98

(5) 中国地方(会員総数1,170名)

数		内	訳(会員数順	頁,数値は会	:員数)	
5会	広島 526,	岡山 355,	山口県 149,	島根県 72,	鳥取県 68	

(6) 九州 (会員総数 2, 296 名)

数		内 訳	(会員数順,	数値は会員数)	
0.4	福岡県 1092, 沖	縄 251,	熊本県 246,	鹿児島県 186,	長崎県 162,
8会	大分県 141, 宮崎	奇県 122,	, 佐賀県 96		

(7) 東北 (会員総数 972 名)

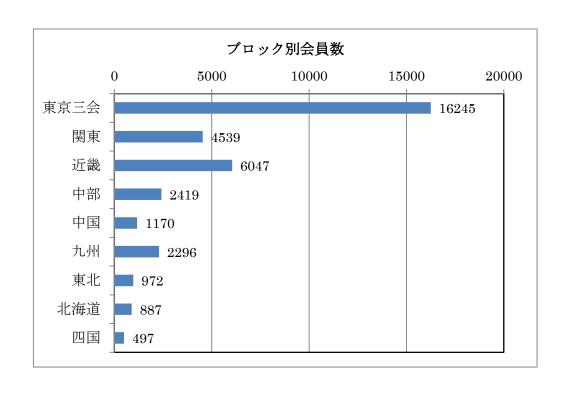
数		内	訳(会員数順,	数値は会	:員数)	
6 会	仙台 412,	福島県 176	5,青森県 117,	岩手 99,	山形県 90,	秋田 78

(8) 北海道 (会員総数 887 名)

数		内		員数順,数値は会員数)
4 会	札幌 700,	釧路 70,	旭川 69,	函館 48

(9)四国(会員総数497名)

数		内 i	沢(会員数順,数値は会員数)
4 会	香川県 159,	愛媛 160,	徳島 91,高知 87



(注)別紙1~9は,会員専用ページに掲載しています。

第4 分析方法

1 自治体の法的ニーズとの対応比較

自治体アンケート集計結果による自治体の法的ニーズと、本アンケート集計結果による弁護士会の対応状況を一覧する形で比較することとした。

2 単純分析

- (1)全体集計
 - ①一覧表(弁護士会毎の法的サービス提供状況)

別紙1

②グラフ (全体の法的サービスの提供状況をグラフ化したもの)

別紙2

- (2) 規模別集計
 - ①一覧表(弁護士会毎の法的サービス提供状況)

別紙3

②グラフ (法的サービスの提供状況を規模別にグラフ化したもの)

別紙4

- (3) ブロック別集計
 - ①一覧表(弁護士会毎の法的サービス提供状況)

別紙1

②グラフ (法的サービスの提供状況をブロック別にグラフ化したもの)

別紙5

3 クロス分析

(1) 規模別集計×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し, その提供状況を規模毎にグラフ化したもの) 別紙 6

(2) 規模別集計×法的サービス提供形態

グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し, その提供状況を規模毎に グラフ化したもの) 別紙7

(3) ブロック×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し, その提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) 別紙8

(4) ブロック×法的サービス提供形態

グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し, その提供状況をブロック 毎にグラフ化したもの) 別紙 9

育5 分析結果

自治体ニーズとの対応比較

	(1)連携を深めるうえで有益な方法	総務部門	部門	事業部門	部門	弁 言集 士 会 の 対 応 状 況 括弧内の数字は、対応している弁護士会数
		回答数 594	5数 4	四0	回答数 1005	★印:対応弁護士会数(計画中を含む)が20会以上 〇印:対応弁護士会数(計画中を含む)が10~19会
_	自治体ニーズに対応する窓口を弁護士会に設置する	292	49%	375	37%	実施(8)/計画中(4)
2	弁護士会のメニューリストを提供する	285	48%	423	42%	実施(10)/計画中(4)
က	自治体に役立つ情報を集めたメールマガジンの発行	149	25%	199	20%	一覧表に記載なし
4	分野別に共同事例研究の場を設ける	128	22%	172	17%	[連絡協議会/共同事例研究/情報・意見交換など] ★高齢者・障害者問題(34) ★消費者問題(34) ★民事介入暴力・行政対象暴力(31)
വ	弁護士会各種委員会と自治体各部門とが、気軽に懇談・相互交流できる場を設ける	122	21%	224	22%	★多重債務者数済(24) ★こどもの権利擁護・児童虐待(実施 23/計画中 1) ★こどもの権利擁護・児童虐待(実施 23/計画中 1) ★白殺対策(実施 21/計画中 1) ★女性の権利・セクハラ・DV・性暴力被害(実施 19/計画中 1) ○学校問題・いじめ・体罰(17) ○労校問題・いじめ・体罰(17) ○労働問題(12) ○中小企業支援(実施 9/計画中 1) ○災害対策(実施 6/計画中 4) 公害・環境(7), 外国人(7) 法教育(実施 6/計画中 1) (資権管理回収(4)
6	弁護士会で作成した市民向け各種リーフレットを自治体関係部門に備え付ける	89	11%	92	%6	- 覧表に記載なし(大半の弁護士会が実施していると思われる)
7	弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れをはかる	64	11%	22	%9	弁護士会主催研修の開放(2)
8	弁護士会の広報誌を定期的に自治体に提供する	90	10%	64	%9	一覧表に記載なし(但し、大阪で実施)
9	司法修習生の実務研修の一環として、自治体現場での研修を設ける	38	%9	48	2%	実施(6)/計画中(1)
10	弁護士会トップと自治体トップとが、気軽に懇談し,相互交流できる場を設ける	17	3%	21	2%	〇全分野共通(自治体訪問・意見交換会・情報共有連絡会議)(16)

2

2

(3)特定分野毎の自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会/面談電話による法律相談/メールでの法律相談/事件処理担当弁護士の紹介

 弁 言葉 士 会 の 対 応 北 決 括弧内の数字は、対応している弁護士会数 ★印:対応弁護士会数(計画中を含む)が20会以上 〇印:対応弁護士会数(計画中を含む)が10~19会 	【行政対象暴力・悪質クレーム】 ★共同事例研究/情報・意見交換/政策提言等(31) ★各種協議会顧問(28)	★法律相談・助言・個別紛争解決支援(行政対象暴力:実施 20/計画中 1、行政対象クレーム 8)	【債権管理回収】 法律相談・公金債権回収業務委託(5) 債権管理条例制定立案支援(2)、債権管理マニュアル作成支援・受託(2)、メール相談(2)	1. 四阳本 中央 1. 四阳本 1. 元 元 元 1. 元 元 元 1. 元 1. 元 1. 元 元 1. 元	L同断句:平百句 四級J ★虐待相談・虐待対応支援チームの派遣(実施 38/計画中 1) ★ケース検討会議へのアドバイザー・顧問の派遣(実施 33/計画中 2) →演紋投業会/井同車伽研労/棒部・春目な始 (3/)	へ 在 M M M M M M M M M M M M M M M M M M	【こどもの権利擁護、児童虐待】 ◆海終位難会/共同車伽研空/棒報,音目な娘(実施 23/計画山 1)	 ★法律相談・助言(実施 22/計画中 2) ★権利擁護申立(児童福祉法 28 条)支援(実施 18/計画中 2) ○ケース検討会議への弁護士の派遣(実施 13/計画中 1) 	第二名調會·極証(5) 【4) 李 華 弥 本 神 诗 " 汝 華 本 仁 莽 】	【多里價粉合物/A、/月質合味證』 ★連絡協議会/共同事例研究/情報・意見交換(34) ★相談弁護士・顧問・アドパイザー派遣(33) 消費者教育教材作成(5)
学校·教 育部門	89	37	4	145	91	4	108	136	26	32
福祉部門	69	89	113	18	97	19	122	152	37	32
総務 門	102	101	30	33	29	32	107	103	41	32
	行政対象暴力・悪質 クレーム対策	債権管理回収	高齢者虐待	ಹಿಸು	児童虐待	消費者問題	メールでの法律相談	面談・電話での 法律相談	共同研究会	事件処理担当弁護士の紹介
			利用した	い分野				利用し	たい形態	

2 単純分析

(1)全体集計 別紙 2

ア 弁護士会による法的サービスの提供が高い分野

利用者	分野	法的サービス内容(対応弁護士会数が30以上のもの)				
	共通	▶ 自治体等主催市民講座への講師派遣 (35)				
	総務	▶ 民事介入暴力・行政対象暴力/企業向け研修・不当要求防 止責任者講習への講師派遣(31)				
市民・	福祉	▶女性の権利/女性相談への弁護士派遣 (30)				
企業等	市民 サービス	▶ 自治体主催市民法律相談 (一般相談) / 弁護士会受託弁護士派遣 (47)▶ 多重債務者救済/救済事業・法律相談における弁護士紹介・推薦 (39)▶ 法教育/法教育授業への講師派遣 (38)				
	共通	▶ 自治体等への審議会委員等に関する弁護士紹介・推薦(45)				
	総務 民事介入暴力・行政対象暴力/共同事例研究・情報が 換・政策提言等(31)					
自治体 等	福祉	▶ 高齢者障害者/虐待相談・虐待対応支援チームの派遣(38)▶ 高齢者障害者/連絡協議会・共同事例研究・情報意見交換(34)▶ 高齢者障害者/ケース検討会議へのアドバイザー・顧問の派遣(33)				
	市民 サービス	▶ 消費者保護/連絡協議会・共同事例研究・情報意見交換 (34)▶ 消費者保護/相談職員向け相談弁護士・顧問アドバイザー派遣 (33)				

(評価)

自治体等が主催する市民・企業等を対象とした講座・研修・授業や市民向け法律相談会等については、多くの弁護士会が、研修講師や法律相談担当弁護士の派遣という形で地元自治体等と連携を行っている。

また,多くの弁護士会において,自治体等の各種審議会委員への弁護士紹介・推薦のほか,民事介入暴力・行政対象暴力,高齢者障害者福祉,消費者保護の各分野では,自治体等の職員向け法律相談担当・アドバイザー・顧問等の派遣や,自治体等との連絡協議会・共同事例研究・意見情報交換など,幅広い形態での連携活動が行われている。

イ 弁護士会組織としての取り組み状況

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
受付窓口設置	【実施 8 / 1 5 %】 東京 7221, 大阪 4139, 福岡県 1092, 熊本県 246, 宮崎県 122, 山梨県 117, 佐賀県 96, 釧路 70 【計画中 4 】 第二東京 4658, 第一東京 4370, 奈良 156, 青森県 117
マネジメント組織の設置	【実施 6 / 1 2 %】 東京 7221, 大阪 4139, 福岡県 1092, 兵庫県 810, 滋賀 139, 宮崎県 122, 【計画中 5 】 第二東京 4658, 第一東京 4370, 横浜 1425, 奈良 156, 青森県 117
お品書き・メニューの作成	【実施10/19%】 東京7221,大阪4139,横浜1425,福岡県1092,兵庫県810,京都664,熊本県246,奈良156,宮崎県122,佐賀県96 【計画中4】三重171,滋賀139,青森県117
自治体向け ホームページ	【実施 3 / 6 %】大阪 4139,和歌山 139,和歌山 139,秋田 78 【計画中 3 】東京 7221,奈良 156,青森 117
自治体訪問・ 意見交換会・ 情報共有連絡 会議の実施	【実施 1 6 / 3 1 %】 東京 7221,第二東京 4654,第一東京 4370,大阪 4139,横浜 1425, 福岡県 1092,札幌 700,京都 664,仙台 412,岡山 355,群馬 264, 三重 171,和歌山 139,宮崎県 122,山梨県 117,青森県 117
弁護士会主催 研修の開放	【実施 2 / 4 %】大阪 4139,宮崎県 122

(評価)

各地の弁護士会は、従来から、自治体訪問等の形で、自治体向けに何らかの広報活動を行っている。弁護士会が「組織的かつ戦略的」に自治体等との連携活動を行うという行政連携の取り組みは、緒に就いたばかりであるが、弁護士会の規模の大小を問わず、その取組みは広がりつつあるといえる。

自治体・福祉等の分野で弁護士の活動領域を拡大するためには、地域の実情を踏ま えつつ、各地の弁護士会において、「組織的かつ戦略的」に行政連携の取り組みを始 めることが課題である。

ウ 自治体が弁護士会と連携を深めるうえで有益と考える方法

	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
窓口設置 [自治体アンケート] 総務部門 292 (49%) 事業部門 375 (37%)	【実施 8 / 1 5 %】 東京 7221, 大阪 4139, 福岡県 1092, 熊本県 246, 宮崎県 122, 山梨県 117, 佐賀県 96, 釧路 70 【計画中 4】 第一東京 4370, 第二東京 4658, 奈良 156, 青森県 117
お品書き・メニュー の作成 [自治体アンケート] 総務部門 285 (48%) 事業部門 423 (42%)	【実施10/19%】 東京7221,大阪4139,横浜1425,福岡県1092, 兵庫県810,京都664,熊本県246,奈良156,宮崎県122, 佐賀県96 【計画中4】 三重171,滋賀139,和歌山139,青森県117

(評価)

自治体アンケートの結果,自治体が弁護士会との連携を深めるうえで有益と考える方法として最も多いものは次の2つであった。

- ①自治体のニーズに対応する窓口を弁護士会に設置すること (第1位)
- ②弁護士会のメニューリストを提供すること (第2位)

潜在する自治体の法的ニーズを喚起するためには、何よりも先ず、弁護士会が提供可能な法的サービスのメニューを作成し可視化することが必要である。そして、 顕在化した具体的ニーズを受け止めるためには、自治体からの問い合わせ窓口を明確化しておくことが必要である。このような動きは、弁護士会の規模の大小を問わず、広がりつつあるといえる。

今後,自治体の法的ニーズに弁護士会が対応するためには,地域の実情を踏まえつつ,各地の弁護士会において,①自治体向け窓口の設置,②自治体向けメニューリストの作成に取り組むことが有効である。

エ 自治体が利用したいと思う弁護士会の事業~自治体ニーズが高いもの~

① 自治体職員向け研修講師の派遣(第1位)

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
職員向け講師派遣 (行政一般)	【実施28/54%】 東京7221,第一東京4370,大阪4139,愛知県1699, 福岡県1092,兵庫県810,札幌700,京都664,広島526,
[自治体アンケート] 総務部門 316 (53%) 福祉部門 185 (37%) 学校・教育 181 (36%)	岡山 355, 沖縄 251, 新潟県 250, 熊本県 246, 鹿児島県 186, 岐阜県 179, 福島県 176, 金沢 167, 香川県 159, 大分県 141, 滋賀 139, 宮崎県 122, 岩手 99, 福井 98, 佐賀県 96, 秋田 78, 島根県 72, 旭川 69, 函館 48

自治体アンケートの結果,自治体が利用したいと思う弁護士会の事業の第1位は,「自治体職員向け研修講師の派遣」であり,総務部門53%,福祉部門37%,学校・教育部門36%にのぼる。

行政法分野における自治体職員向け研修講師としては、本来、法律専門家であり 違法不法な行政権行使をチェックする立場にある弁護士が適任である。自治体の ニーズは高く、今後、さらなる拡大を図ることが望まれるが、実施弁護士会が28 会(54%)であるのに対し、未実施弁護士会は24会(46%)にのぼる。

未実施弁護士会が多数存在する要因としては、マンパワー等の問題が考えられるため、地元自治体のニーズに対応できない場合は、近隣の実施弁護士会(必要に応じて日弁連)と連携して対応していくことも必要である。

② 特定分野毎の支援(第3位)

法的サービス	実施状	六況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
	高齢者・障害者	【実施38/73%】【計画中1】 虐待相談・虐待対応支援チーム派遣 【実施33/63%】【計画中2】 ケース検討会議へのアドバイザー・顧問派遣 【実施29/56%】 法律相談・助言/福祉の当番弁護士制度
如田 珀相	消費者保護	【実施32/62%】
部門・現場レベルの職員向け法 律相談担当弁護士の派遣	こどもの 権利擁護 児童虐待	【実施 2 2 / 4 2 %】 大阪 4139, 愛知県 1699, 横浜 1425, 福岡県 1092, 千葉県 674, 広島 526, 仙台 412, 岡山 355, 新潟県 250, 長野県 227, 鹿児島県 186, 岐阜県 179, 福島県 176, 香川県 159, 奈良 156, 滋賀 139, 山梨県 117, 福井 98, 徳島 91, 高知 87, 秋田 78, 鳥取 68 【計画中 2 】山口県 149, 三重 171
(41%) 福祉部門 195 (39%) 学校·教育 174 (35%)	民事介入暴力· 行政対象暴力	【実施20/38%】 東京7221,第二東京4652,第一東京4370, 大阪4139,愛知県1699,横浜1425, 福岡県1092,札幌700,千葉県674,仙台412, 熊本県246,鹿児島県186,福島県176, 香川県159,奈良156,山口県149,大分県141, 和歌山139,山形県90,鳥取県68 【計画中1】静岡県423
	自治体債権管理回収	【実施 1 2 / 2 3 %】 東京 7221,大阪 4139,愛知県 1699,横浜 1425, 福岡県 1092,札幌 700,京都 664,岡山 355, 新潟県 250,岐阜県 179,長崎県 162,奈良 156

女性の セクハ DV 性暴力	ラ	【実施 9 / 1 7 %】 愛知県 1699,千葉県 674,岡山 355,群馬 264, 新潟県 250,熊本県 246,長野県 227, 鹿児島県 186,奈良 156 【計画中 1】滋賀 139
学校問 いじめ 体罰	-	【実施 9 / 1 7 %】 東京 7221,大阪 4139,新潟県 250,長野県 227, 岡山 355,岐阜県 179,奈良 156,滋賀 139, 函館 48
行政対 一ム	象クレ	【実施 8 / 1 5 % 】 東京 7221,大阪 4139,札幌 700,仙台 412, 岡山 335,和歌山 139,徳島 91,函館 48
まちづ復興支		【実施 5 / 1 0 %】 東京 7221,第二東京 4654,第一東京 4370, 大阪 4139,仙台 412 【計画中 1 】千葉県 674
相談担士制度	当弁護	【実施 5 / 1 0 % 】 東京 7221,大阪 4139,長崎県 162,山梨県 117, 佐賀県 96
労働問	題	【実施 3 / 6 %】 福岡県 1092,千葉県 674,高知 87 【計画中 1 】東京 7221

自治体アンケートの結果,自治体の多くは顧問弁護士を活用しているが,自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第3位は,「部門・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士の派遣」であり,総務部門41%,福祉部門39%,学校・教育部門35%にのぼることが判明した。

弁護士会の委員会活動の中で行政機関との連携について比較的歴史の長い分野 (高齢者・障害者,消費者,こども,民事介入暴力)では,多くの弁護士会で,自 治体の現場レベルで,相談担当弁護士・アドバイザー・顧問等の派遣が行われてい ることが窺われる。

これに対し、社会経済状況の変化に伴い、福祉・市民サービスに直接関わる新たな分野(女性、学校、まちづくり復興支援、労働問題等)や、地方分権の進展に伴い自治体自らの法務能力の向上が求められる分野(自治体債権、行政対象クレーム、相談担当弁護士制度等)では、自治体ニーズに対応している弁護士会は、現在のところ、少数にとどまる。

これらの新規分野については、本来、地元の弁護士会が対応することが望ましく、 今後、対応可能な弁護士会のさらなる拡大を図ることが課題である。また、地元の 弁護士会で対応できない場合には、近隣の実施弁護士会と協議のうえ連携して対 応していくことも検討が必要である。

オ 弁護士の活動領域の拡大が期待される分野

① 任期付職員等としての弁護士任用・募集支援

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
任期付職員等 任用·募集支援	【実施 8 / 1 5 %】 第二東京 4654,第一東京 4370,大阪 4139,横浜 1425, 福岡県 1092,三重 171,長崎県 162,滋賀 139

(評価)

地方分権の進展を背景として、任期付職員等としての弁護士の任用を考える自 治体は、全国的にも広がりつつある。自治体アンケート結果によると、弁護士の職 員任用について関心を持つ自治体が6割を超えている実情が明らかになった。

	総務部門	事業部門
具体的計画がある	26 (5%)	_
検討中	31 (5%)	_
関心がある	364 (63%)	310 (67%)

自治体の任期付職員等として活躍する弁護士には、弁護士会が地元自治体との 連携を強化していくうえでも、両者を繋ぐパイプ役としての役割が期待される。

そのような中で、さらなる任用拡大を図るとともに、自治体が必要とする適切な人材を提供するためには、地元の弁護士会による自治体へのきめ細かな任用支援活動が有益であるが、このような活動を担っている弁護士会は、現在のところ、少数(8会、15%)にとどまる。

今後,対応可能な弁護士会のさらなる拡大を図ることが課題であるが,地元弁護士会において対応が困難な場合には,都道府県の枠を超えて,近隣の実施弁護士会や日弁連と連携して自治体の要請に応えていくことが必要である。

② 自治体債権管理回収

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
自治体債権管理回収	【実施 1 2 / 2 3 %】 東京 7221,大阪 4139,愛知県 1699,横浜 1425,福岡県 1092, 札幌 700,京都 664,岡山 355,新潟県 250,岐阜県 179, 長崎県 162,奈良 156

(評価)

自治体アンケート結果によると,自治体債権管理回収の分野で,弁護士会事業を 利用したいという自治体は少なくないが,必ずしも弁護士に対する具体的な依頼 の形で顕在化しているとまでは言い難い状況といえる。

	総務部門	福祉部門	学校·教育部門
利用したい	101 (17%)	68 (13%)	37 (7%)

他方,この分野に対応しようとする弁護士会は広がりつつあるが,現在のところ,少数にとどまり、未実施弁護士会は40会(77%)にのぼる。

しかし, 自治体債権分野においては, 内閣府公共サービス改革推進室において,

民間開放が推し進められている。その当否の問題はあるにしても、サービサーなどの民間事業者への委託により債務者負担の公平性や住民福祉への配慮を欠く取立がなされるのではないかが懸念されている。そのため、自治体債権分野には、関係法令に精通するとともに住民福祉への配慮の視点を有する弁護士が一層関与することが期待される。

今後、日弁連が中心となり、自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに、自治体債権管理回収に関するノウハウの研究・開発、人材育成、地元弁護士会内での受け皿作り等に向けた取り組みを行い、各地の弁護士会における取組みの拡大を図ることが必要である。

③ 条例規則立案のための助言・支援

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
条例制定立案	【実施 4 / 8 %】(注)個別分野の条例制定立案を除く 大阪 4139,群馬 264,長野県 227,青森県 117

(評価)

自治体アンケート結果によると、自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第 5位は、「条例規則立案のための助言・支援」であった。

	総務部門	福祉部門	学校·教育部門
利用したい	110 (19%)	48 (10%)	50 (10%)

このように「条例規則立案のための助言・支援」について弁護士会に期待する 自治体は決して少なくないが、必ずしもそのニーズが具体的な依頼の形で顕在化 しているとまでは言い難い状況にある。また、条例規則の立案に関与する弁護士 は少なく、この分野に対応しようとする弁護士会は、現在のところ、少数(4 会、8%)にとどまり、未実施弁護士会は48会(92%)にのぼる。

各地の弁護士会は、様々な行政の分野において、日頃、委員会活動を通じて専門的知見を獲得している。よりよい地方分権を実現するとともに、法の支配を遍く行き渡らせるうえで、自治体の条例規則立案に多くの弁護士が関与することが望まれる。

今後、日弁連が中心となり、自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに、条例規則立案のためのノウハウの研究・開発、人材育成、地元弁護士会内での受け皿作り等に向けた取り組みを行い、各地の弁護士会における取り組みの拡大を図ることが必要である。

④ 内部統制・外部監査

法的サービス	対応状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)		
コンプライア ンス ①第三者調査	①実施【11/21%】	第一東京 4370,大阪 4139,横浜 1425, 札幌 700,滋賀 256,新潟県 250,長野県 227, 長崎県 162,奈良 156,山梨県 117 徳島 91	
報告 ②公益通報・ 内部通報	②実施【9/17%】	東京 7221, 大阪 4139, 横浜 1425, 京都 664, 滋賀 256, 岐阜県 179, 福島県 176, 三重 171, 山梨県 117	
外部監査	【実施12/23%】 東京7221,大阪4139,愛知県1699,福岡県1092,札幌700, 岡山355,沖縄251,新潟県250,岐阜県179,愛媛160, 奈良156,滋賀139		

(評価)

自治体アンケート結果によると、自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第6位は「自治体の内部統制制度の整備、コンプライアンスの改善のための助言・調査・支援、第8位は「不祥事発生時における第三者委員会委員の推薦」、第11位は「自治体契約・公金支出の適法性調査のための助言・調査・支援」、第15位は「監査委員・包括外部監査人/補助者の推薦」、第16位は「自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査」であった。

	総務部門	福祉部門	学校·教育部門
内部統制	105 (18%)	28 (6%)	31 (6%)
第三者委員会委員	86 (14%)	17 (3%)	77 (15%)
契約・公金支出の 適法性調査	61 (10%)	14 (3%)	21 (4%)
監查·外部監查	41 (7%)	11 (2%)	2 (0%)
内部通報	31 (5%)	5 (1%)	12 (2%)

このように内部統制やコンプライアンス等に関して弁護士会に期待する自治体 は決して少なくないが、必ずしもそのニーズが具体的な依頼の形で顕在化してい るとまでは言い難い状況にある。また、この分野に対応しようとする弁護士会 は、現在のところ、少数にとどまる。

自治体の内部統制制度を確立することは、地方行政の分野において法の支配を 逼く行き渡らせるうえで極めて重要である。

今後、日弁連が中心となって、自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を 弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに、ノウハウの研究開 発・人材育成・地元弁護士会内での受け皿作りに向けた取り組みを行い、各地の 弁護士における取り組みの拡大を図ることが必要である。

⑤ 住民トラブル仲裁

法的サービス	実施状況(会員数順,数値は会員数,%は実施率)
住民とのトラブル	【字拣 2
仲裁センター (ADR)	【実施 3 / 6 %】岡山 355,群馬 264,山口県 149

(評価)

自治体アンケート結果によると、自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第7位は「住民とのトラブルの仲裁・調停人の推薦」、第12位は「行政ADRの設置」であった。

	総務部門	福祉部門	学校·教育部門
仲裁調停人推薦	110 (19%)	48 (10%)	50 (10%)
行政ADR	53 (9%)	22 (4%)	18 (4%)

この分野で対応している弁護士会は少ない。大規模会で対応している例は見あたらなかった。

自治体と住民との利害が対立する場面で、弁護士会がどのような立ち位置で関わりを持つか難しい面もあるが、自治体と住民との間の紛争について、弁護士会が紛争解決機能を果たすことは、法の支配を遍く行き渡らせるうえで重要である。今後、上記実施弁護士会の取り組みを参考にしながら、各地の弁護士会において、導入の可能性について検討されてよい。

(2) 規模別集計

①一覧表(弁護士会毎の法的サービス提供状況) 別紙 3

規模	実施+計画中(113項目中50項目以上)	
大規模会	大阪 (77), 東京 (65), 横浜 (65), 福岡県 (57)	
中規模会	千葉県 (54), 新潟県 (51), 岡山 (51)	
小規模会	山梨県 (56), 滋賀 (54), 奈良 (51)	

(評価)

弁護士会の規模の大小を問わず、多項目に亘り自治体等と連携している弁護士 会が存在している。

こうした弁護士会の取り組みは、他の同規模の弁護士会にも大いに参考になる と思われる。

2グラフ(法的サービス提供状況を規模毎にグラフ化したもの) $\pi 4$

規模	取り組みが進んでいる分野 (実施+計画中50%超)	法的サービス
大規模会	全分野共通	受付窓口,マネジメント組織 お品書き・メニュー,自治体訪問等

	総務	任期付職員任用支援	
	財政	自治体債権管理回収	
	福祉	学校問題・いじめ・体罰	
	市民サービス	貧困対策, 労働問題, 中小企業支援	
		犯罪被害者支援	
	災害対策避難者支援	原子力損害賠償,避難者支援	
	火音	まちづくり復興支援	
大規模会	総務 自治体職員向け講師派遣		
中規模会	福祉 こどもの権利擁護・児童虐待,		
共通	市民サービス	遺言相続, 自殺対策,	
	全分野共通	審議会委員紹介推薦	
大規模会		市民講座への講師派遣	
中規模会	総務	民事介入暴力・行政対象暴力	
小規模会	福祉	高齢者・障害者,女性の権利・セクハラ・	
共通	T田 TLL	DV問題・性暴力被害,	
大地	市民サービス	法教育, 多重債務者救済, 消費者保護,	
	川氏リーヒス	市民法律相談(一般相談)	

大規模会では、中規模会及び小規模会に比べ、①行政連携に関する組織的な取り組み、②任期付公務員任用支援、③自治体債権、④福祉分野のうち学校問題・いじめ・体罰、⑤市民サービス分野のうち貧困対策、労働問題、中小企業支援、犯罪被害者支援、⑥災害対策避難者支援の各分野で、相対的に自治体等との連携が進んでいるようである。

その要因については、マンパワーの問題のほかにも様々なものが考えられるが、 今後、日弁連レベル又はブロック毎に、弁護士会の規模や地元自治体のニーズに応 じた行政連携のあり方について、相互に情報交換をする場を設けることが有益で ある。

(3) ブロック別集計

①一覧表(弁護士会毎の法的サービス提供状況) 別紙 1

ブロック	実施+計画中(113項目中50項目以上)
東京三会	東京 (65)
関東	横浜 (65), 山梨県 (56), 千葉県 (54), 新潟県 (51)
近畿	大阪 (77), 滋賀 (54), 奈良 (51)
中部	該当なし (愛知 41)
中国	岡山 (51)
九州	福岡県 (57)
東北	該当なし(仙台 43)
北海道	該当なし(札幌35)
四国	該当なし (香川県 35)

②グラフ (法的サービス提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) 別紙 5 (評価)

ブロック別に見ると,多項目に亘って自治体等と連携している弁護士会は,首都 圏(東京三会,関東)及び大都市圏(近畿)に多く見られる。

他方、中部、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックでは、比較的多くの項目につき自治体等と連携している弁護士会が散見されるものの、他のブロックに 比べれば、その項目数・弁護士会数ともに相対的に低調である。

日弁連においては、中部、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックを対象に、 重点的に自治体・福祉等の分野における弁護士の活動領域の拡大のための施策を 講ずることが課題である。

2 クロス分析

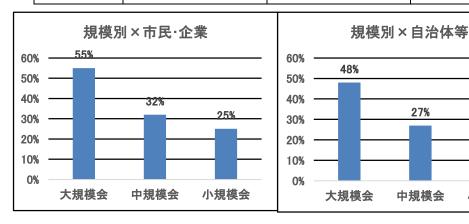
クロス分析では、法的サービスをその利用者属性や提供形態別に分類し、規模又はブロック毎に、提供している法的サービス(実施済みのほか計画中のものを含む)の割合を、 各母集団を分母として算出している。

(1)規模別集計×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し, その提供状況を規模毎にグラフ化 したもの) 別紙 6

	4:1 m +⁄.	実施+計画中(各母集団内の割合)							
利用者		大規模会	中規模会	小規模会					
	市民・企業	5 5 %	3 2 %	25%					
	自治体等	48%	2 7 %	2 2 %					

小規模会



(評価)

弁護士会の規模の大小を問わず、市民・企業を直接の利用者とする法的サービスが、 自治体職員等を直接の対象者とする法的サービスをやや上回っている傾向にある。 また、市民・企業を直接の利用者とする法的サービスと自治体職員等を直接の利用者 とする法的サービスともに、弁護士会の規模が大きいほど、充実度が高い。大規模会 は、中規模会及び小規模会と比べて、その割合は特に高い。

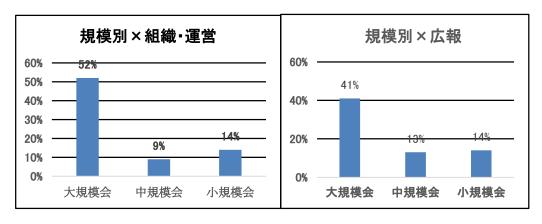
今後,日弁連が中規模会及び小規模会の取り組みを支援するとともに,必要に応じて,大規模会が,近隣の中規模会や小規模会と協議・連携してその取り組みを補完することも検討されてよい。

(2) 規模別集計×法的サービス提供形態

グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し, その提供状況を規模毎に グラフ化したもの) 別紙 7

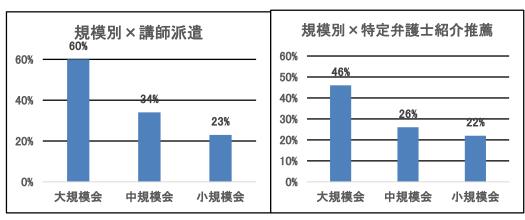
法的サービス提供形態	実施+計画中(各母集団内の割合)				
	大規模会	中規模会	小規模会		
組織運営	5 2 %	9 %	1 4 %		
広報(※1)	4 1 %	13%	1 4 %		
講師派遣	60%	3 4 %	23%		
特定弁護士紹介推薦(※2)	46%	26%	2 2 %		
弁護士会相談事業等(※3)	5 5 %	3 0 %	26%		
連絡協議会等(※4)	4 5 %	28%	30%		
法曹養成	1 4 %	9 %	15%		

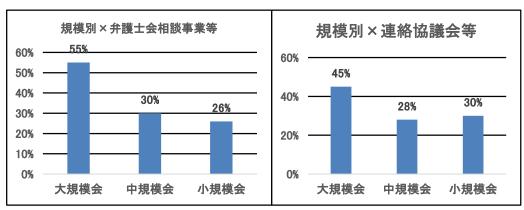
- ※1 広報は、「情報提供」に対応するもので、「情報・意見交換」を含む。
- ※2 特定弁護士紹介・推薦は、「弁護士紹介・推薦」に対応するもので、弁護士 会が特定の弁護士を紹介・推薦するもの。
- ※3 弁護士相談事業等は、「弁護士派遣」に対応するもので、弁護士会と自治体 との間で弁護士の派遣を制度化しているもの。
- ※4 連絡協議会等は、「弁護士派遣・情報提供」に対応するもので、弁護士会と 自治体等との間で、連絡協議会、共同事例研究、情報・意見交換を行うもの。



大規模会では、行政連携に関する「組織運営」及び自治体向け「広報」のポイントが40%~50%程度と高いのに対し、中規模会及び小規模会では、10%前後と非常に低い傾向にある。

今後,日弁連においては,中規模会及び小規模会を対象に,行政連携に関する「組織運営」及び自治体向け「広報」の取り組みを拡大するための施策を講ずることが必要である。



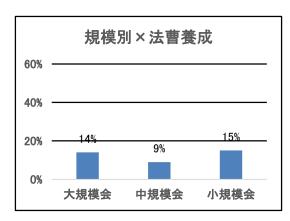


(評価)

大規模会では、全般的に、法的サービス (講師派遣、特定弁護士紹介推薦、弁護

士会相談事業等, 連絡協議会等) が 40%台~60%程度と充実しているのに対し, 中規模会及び小規模会では, 20%台~30%台と低い傾向にある。

日弁連レベル又はブロック毎に相互に情報交換をする場を設けることが有益である。また、必要に応じて、大規模会が、近隣の中規模会や小規模会と協議・連携してその取り組を補完することも検討されてよい。



(評価)

全般的に、規模の大小を問わず、法曹養成に関する自治体との連携の取り組みは低調である。

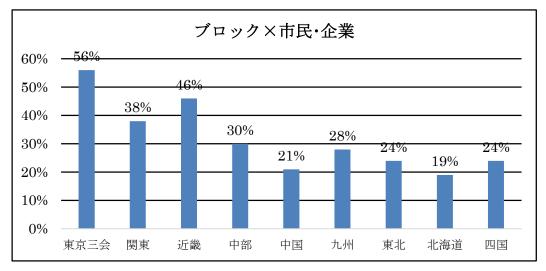
自治体及び福祉等の分野における弁護士の活動領域を拡大するためには、関与 する弁護士の裾野を拡大することが必要である。

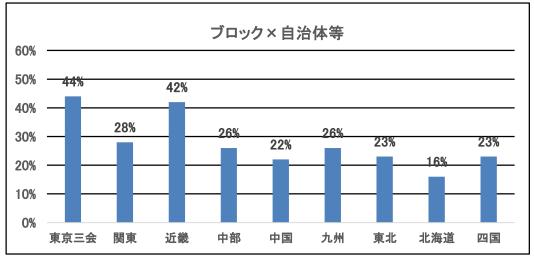
今後,日弁連は,各地の弁護士会が,法曹養成の分野で自治体等と連携する取り 組みを活性化させることが課題である。

(3) ブロック×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) 別紙 8

	実施+計画中(各母集団内の割合)									
利用者	東京三会	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国	
	16245	4539	6047	2419	1170	2296	972	887	497	
市民·企業	56%	38%	46%	30%	21%	28%	24%	19%	24%	
自治体等	44%	28%	42%	26%	22%	26%	23%	16%	23%	





ブロック別に見ると,市民・企業を直接の利用者とする法的サービス,自治体職員等を直接の利用者とする法的サービスともに,首都圏(東京三会,関東)及び大都市圏(近畿)の弁護士会の充実度が高い。

他方,中国地方,東北,北海道,四国の各ブロックでは,両サービスともに相対 的に低調である。

利用者の属性では、市民・企業を直接の利用者とする割合は、自治体職員等を直接の利用者とする割合よりも、やや高いといえるが、有意差は見られない。

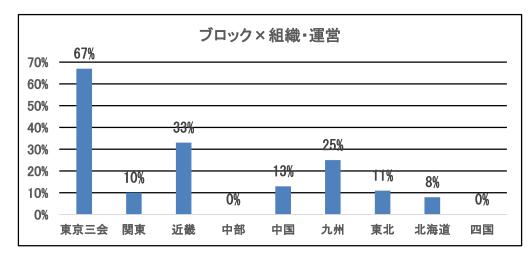
日弁連においては、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックを対象に、重点 的に自治体・福祉等の分野における弁護士の活動領域の拡大のための施策を講ず ることが課題である。

(4) ブロック×法的サービス提供形態

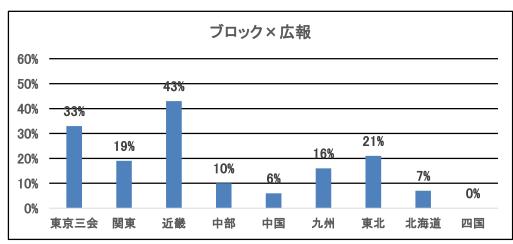
グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック

Д (С)	// 1601	- 0 0//	刀引作し						
法的サービス		実施+計画中(各母集団内の割合)							
提供形態	東京三会	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国
1/2 1/7/1/2/25	16245	4539	6047	2419	1170	2296	972	887	497
組織運営	50%	11%	21%	0%	20%	21%	8%	6%	0%
広報	33%	21%	38%	10%	6%	18%	21%	7%	0%
講師派遣	53%	33%	44%	36%	18%	41%	22%	24%	25%
特定弁護士 紹介推薦	38%	32%	43%	25%	24%	25%	23%	15%	22%
弁護士会法律 相談事業等	60%	42%	47%	27%	21%	29%	28%	20%	27%
連絡協議会等	40%	35%	47%	32%	33%	27%	26%	14%	34%
法曹養成	0%	22%	33%	17%	0%	0%	0%	0%	25%

毎にグラフ化したもの) 別紙9



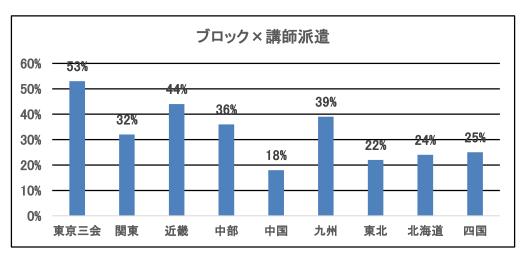
行政連携に関する「組織・運営」面では、東京三会、近畿、九州の順に、取り組みの割合が高い。その他のブロックでは、組織的な取り組みは低調又は未実施の状態である。

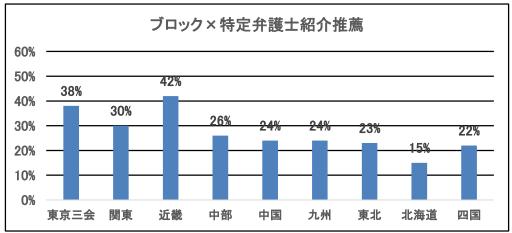


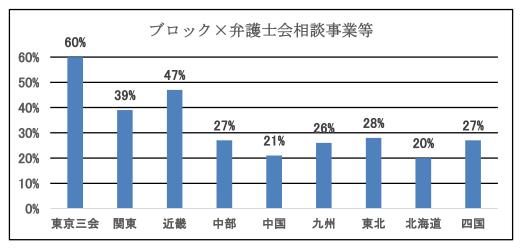
(評価)

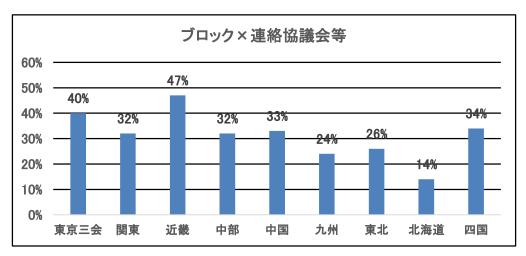
自治体向け「広報」面では、近畿、東京三会、東北の順に、取り組みの割合が

高く, その他のブロックでは, 低調又は未実施の状態である。

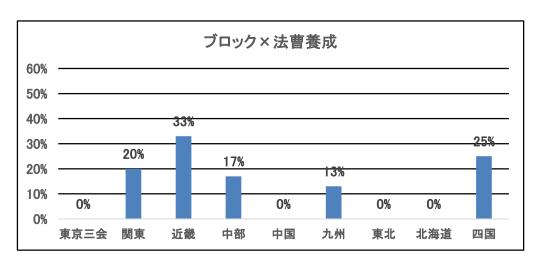








法的サービス(講師派遣,特定弁護士紹介推薦,弁護士会相談事業等,連絡協議会等)は,東京三会,近畿の割合が相対的に高い傾向にある。



(評価)

「法曹養成」に関する自治体との連携は、近畿、四国、関東、九州の順に、その 割合が高く、その他のブロックでは未実施の状況にある。

以上

近年、地方公共団体では、多様化、複雑化する社会と住民ニーズに適切に対応するとともに業務を効率的に 遂行するため、弁護士への業務委託や弁護士を職員として採用する等の方法により、弁護士を地方公共団体の 業務で活用する動きが広がっています。

この度、日本弁護士連合会、四国弁護士会連合会及び香川県弁護士会では、四国の地方公共団体職員の方や 地元弁護士を対象に、地方公共団体における業務の効率性を上げるための弁護士の活用事例等について紹介す るシンポジウムを開催することといたしました。また、地方公共団体職員の方と弁護士との相互理解を深める ために直接の意見交換会の機会を設ける予定です。

地方公共団体の方をはじめ、地元弁護士等、奮って御参加ください。

日時:2015年1月29日(木)13:30~17:30 場所:香川県弁護士会館5階会議室 (JR 高松駅から徒歩約10分)

【参加費無料・定員90名(先着順)】

- ■第1部 研修
 - 行政対象暴力について(講師:弁護士)
 - 公金債権回収業務について(講師:弁護士) 2
 - 地方公共サービス小委員会報告書について
 - ~公金債権回収業務に係る民間委託等の現状分析(事例紹介)と提言~

(講師:内閣府公共サービス改革推進室)

- ■第2部 地方公共団体と弁護士会との連携の実践例
 - 四国における弁護士会の取組 1
 - 弁護士会との連携による大阪府富田林市等における債権管理回収の取組

(講師:富田林市総務部付部長,任期付短時間勤務職員(弁護士))

徳島県小松島市における任期付職員の採用とその活用法

(講師:小松島市総務部長,総務課政策法務室長)

■第3部 参加者による意見交換

=========きりとり不要・送信票不要・そのまま送信ください======

【申込締切2015年1月16日(金)】 業務第三課(FAX:03-3580-9888)

* 弁護士以外の方 *			
所属団体名		所属部署 (地方公共団体等の方)	
出席所定者氏名			
電話番号	<u>-</u> E-	MAIL	@
* 弁護士の方 *			
氏名	登録番号	所属弁護士会	弁護士会
電話番号	- E-	MAIL	@

本シンポジウム参加者に御提供いただいた個人情報を提供することに 口同意する □同意しない

※御提供いただいた個人情報は,日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。特に提供に同意いただいた方の個人 情報に関しては、本シンポジウム出席者に提供させていただきます。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会 が委託した第三者から、地方公共団体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の登用に関連する様々な企画のお知らせ、 書籍の御案内 その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果 を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第三課 TELO3-3580-9963 【主催】日本弁護士連合会【共催】四国弁護士会連合会・香川県弁護士会 【後援】

地方公共団体名	所属部署		人数(.	現在 日弁連調べ 人)/ * ※は②
東京都	総務局		うち任期付	2
果求仰	労働委員会事務局		2	2
		合 計	9	4
特別区人事·厚生事務組合(東京都23区)	法務部		3	1
町田市(東京都)	総務部法制課		1	1
逗子市(神奈川県)	総務部		1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課		1	1
千葉県	総務部政策法務課		2	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局		1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課		1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課		1	0
	企画県民部管理局職員課		1	0
		合 計	2	0
明石市(兵庫県)	政策部市民相談室		3	3
	総務部総務課(コンプライアンス担当)		1	1
	教育委員会事務局		1	1
	福祉部		1	1
	こども未来部児童福祉課		1	1
		合 計	7	7
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課		1	1
名張市(三重県)	総務部		1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	-	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	-	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	-+	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課		1	1
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課		1	1
		合 計	2	2
北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	$\neg \neg$	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	-+	1	1
岩手県	総務部法務学事課	-+	1	1
宮城県	総務部私学文書課		1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	-	1	0
宮崎県	総務部行政経営課		1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課		1	1
東松島市(宮城県)	近 当 160 177 177 160 177 177 177 177 177 177 177 177 177 17		1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室		1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室		1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課		1	1
高谷町(底水岡宗/ 富谷町(宮城県)	総務部総務課			
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課		1	1
国立市(東京都)	政策経営部		1	1
豊田市(愛知県)				
立口 (支 対 宗)	総務部法務課 総務部学事文書課		1	1
四口宗 石巻市(宮城県)	総務部総務課		1	1
京都市(京都府)				0
相馬市(福島県)	監査事務局		1	1
高槻市(大阪府)	企画政策部			
大阪市(大阪府)	法務課 		1	1
人阪巾(人阪府)	行政委員会事務局監査部監査課		1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	A +1	2	2
十匹妆小主/十匹在\	40.75 to to 75 File = 2	合 計	3	3
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	\longrightarrow	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
糸島市(福岡県) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
新潟県	法務文書課	\longrightarrow	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	\longrightarrow	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
山田町(岩手県)	用地課 40.32.00 大字 20.00	\longrightarrow	1	1
三重県	総務部法務·文書課	\longrightarrow	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	\longrightarrow	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	\longrightarrow	1	1
福島県	総務部文書法務課	\longrightarrow	1	1
郡山市(福島県)	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
春日井市(愛知県)	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
栃木市(栃木県)	総務部総務課	\longrightarrow	1	1
茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	\longrightarrow	1	1
さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法制課		1	1
多摩市(東京都)	総務部		1	1
鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課		1	1
和歌山県	子ども・女性・障害者センター		1	1
国分寺市(東京都)	政策部政策法務課		1	1
姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課		1	1
堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課		1	1
長野県	県民文化部県民協働課消費生活室		1	0
伊丹市(兵庫県)	総合政策部法制課		1	1
松阪市(三重県)	債権回収対策準備室, 総務課		1	1
				l
多気町(三重県)	総務税務課		1	1

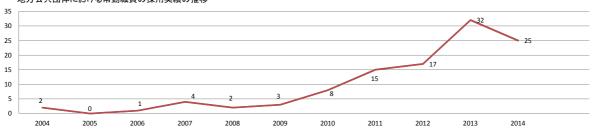
地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2015年1月5日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名·人数(人)	
2004	◆東京都:2	2
2005		0
2006	◆逗子市:1	1
2007	·東京都:2·兵庫県:1·岡山市:1	4
2008	·特別区人事·厚生事務組合:1·大阪市:1	2
2009	•東京都:2 •名張市:1	3
2010	·東京都:2·特別区人事·厚生事務組合:2·町田市:1·神奈川県:2·河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	·東京都:3·特別区人事·厚生事務組合:1·千葉県:1·明石市:5·田原本町:1·南伊勢町:1·富山市:1·和歌山市:1·岩手県:1 ·宮城県:1·沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1	32
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1・和歌山県:1 ・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1	25

【注】※注①. 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

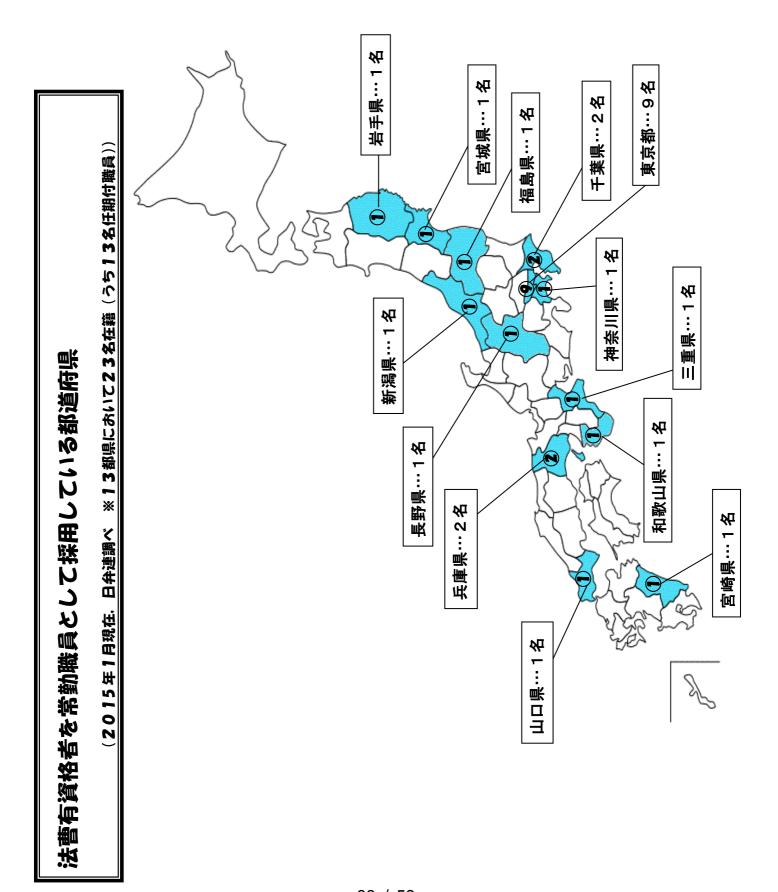
地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移

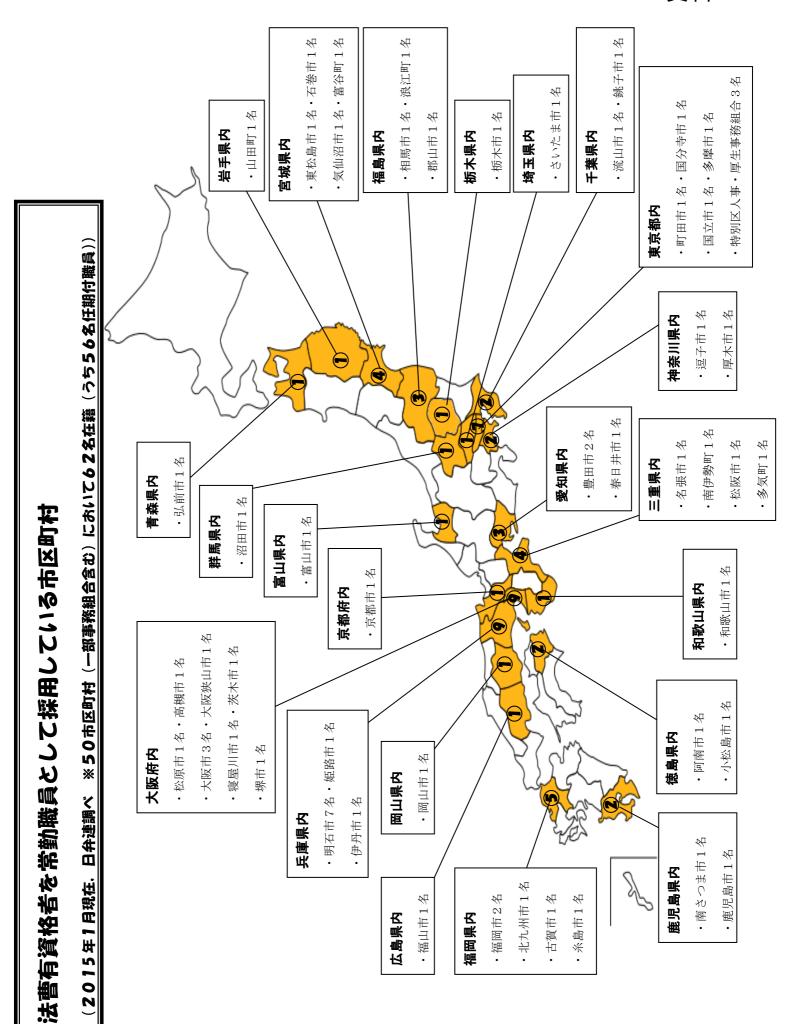


地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員以外の採用情報

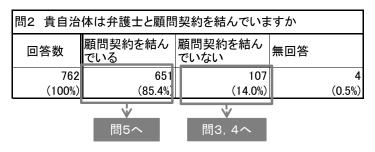
(2015年1月5日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況		
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員,3年,債権回収センターに配属)		
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室), 2014年7月1日1名採用(総務部コンプライアンス推進室)		
広島県	2014年4月1日1名採用(西部こども家庭センター)		
加古川市(兵庫県)	2014年4月1日1名採用(総務部危機管理室)		
富田林市(大阪府)	2014年4月1日1名採用(任期付短時間勤務職員, 総務部納税課)		
大田区(東京都)	2014年10月14日1名採用(総務部総務課)		

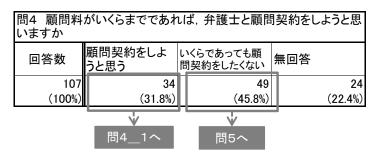




問1 弁護士	問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化していますか									
回答数	回答数 増加している 変わらない 減少している わからない 無回答									
762 438 259 25 32					8					
(100%)										



問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由は何ですか(3つまで)									
回答数	顧問料が高いから	顧問料の基準が 不透明であるか ら	費用対効果が計 測しづらいから	必要に応じて依 頼すればたりる から	弁護士を利用する職場が整っていないから				
107	11	7	34	82	1				
(100%)	(10.3%)	(6.5%)	(31.8%)	(76.6%)	(0.9%)				
	弁護士以外の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険 労務士など)を利 用しているから	弁護士を必要と する仕事がない から	身近に弁護士が いないから	その他	無回答				
	1	4	2	30	1				
	(0.9%)	(3.7%)	(1.9%)	(28.0%)	(0.9%)				



問41 弁護士と顧問契約をしようと思う金額(月額)								
回答数	回答数 平均(万円) 最小値(万円) 最大値(万円)							
30 7.07 1.00 30.								

問5 法的な	問5 法的な紛争が生じた場合の対応方法(いくつでも) 1. 行政訴訟事件(国家賠償請求訴訟, 住民訴訟を含む)								
	関门井護工I〜阳 		職員である法曹 有資格者が対応 する	は		分からない	無回答		
762	653	144	40	П	134	3		5	
(100%)	(85.7%)	(18.9%)	(5.2%)	Ш	(17.6%)	(0.4%)		(0.7%)	
	(100%) (85.7%) (18.9%) (5.2%) (17.0%) (0.4%)								



問5 法的な	問5 法的な紛争が生じた場合の対応方法(いくつでも) 8. 上級庁への審査請求								
	関門井陵上1〜竹	顧問弁護士以外 の自治体外の弁 護士に相談する	有資格者が対応		分からない	無回答			
762	315	49	24	466	71	6			
(100%)	(41.3%)	(6.4%)	(3.1%)	(61.2%)	(9.3%)	(0.8%)			
	(1.5.7)								

問5で1つでも「顧問弁護士に相談する」、「顧問弁護士以外の自治体外の弁護士に相談する」または「職員である法曹有資格者が対応する」と回答した自治体

Ţ

問6 法曹有									
回答数	非常に役に立っ ている	役に立っている	どちらかといえば 役立っている	役立っていない	使っていない	無回答			
752	545	106	3	=	53	45			
(100%)	(72.5%)	(14.1%)	(0.4%)	_	(7.0%)	(6.0%)			

問6 法曹								
回答数 非常に役に立っ 役に立っている どちらかといえば 役立っていない 使っていない 無回答					無回答			
75	2 125	89	9	-	306	223		
(1009	(16.6%)	(11.8%)	(1.2%)	-	(40.7%)	(29.7%)		

問6 法曹有								
回答数 非常に役に立っ 役に立っている どちらかといえば 役立っていない 使っていない 無回答						無回答		
752	48	7	1	_	416	280		
(100%)	(6.4%)	(0.9%)	(0.1%)	_	(55.3%)	(37.2%)		

問7 自治体	問7 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)への相談の回数を今後増やすことを望みますか								
回答数	70 I U	ないので、相談回	現状の相談回数 よりも減らすこと	弁護士に相談し ていないのでわ からない	無回答				
762	174	532	23	22	11				
(100%)	(22.8%)	(69.8%)	(3.0%)	(2.9%)	(1.4%)				

問8 自治体	問8 自治体外の弁護士(顧問弁護士を除く)に相談をする場合, どのように弁護士を探そうと思いますか(3つまで)									
回答数	既に知っている ので探す必要は ない	顧問弁護士や職 員である弁護士 に聞いて探す	職員の知り合い に聞いて探す	広告,雑誌等で 探す	弁護士会に相談する	弁護士会が提供 している情報をも とに探す				
762	148	482	66	3	352	206				
(100%)	(19.4%)	(63.3%)	(8.7%)	(0.4%)	(46.2%)	(27.0%)				
	インターネットの 情報をもとに探 す	職員が法律相談 に行って探す	どうやって探した らいいのか分か らない	その他	無回答					
	82	25	12	56	12					
	(10.8%)	(3.3%)	(1.6%)	(7.3%)	(1.6%)					

問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 1. 弁護士への話しやすさ									
回答数 考慮する ある程度考慮する どちらともいえない あまり考慮しない 考慮しない 無回答									
762	257	335	132	25	9	4			
(100%) (33.7%) (44.0%) (17.3%) (3.3%) (1.2%) (0.5%)									

問9 自治体	問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 2. 弁護士事務所での実務経験								
回答数	回答数 考慮する ある程度考慮する どちらともいえない あまり考慮しない 考慮しない 無回答								
762	436	254	58	6	4	4			
(100%) (57.2%) (33.3%) (7.6%) (0.8%) (0.5%)									

	問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 3. 弁護士の専門分野						
回答数 考慮する ある程度考慮する どちらともいえない あまり考慮しない 考慮しない 無回名				無回答			
ı	762	482	227	47	_	2	4
	(100%)	(63.3%)	(29.8%)	(6.2%)	_	(0.3%)	(0.5%)

 問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 4.法律問題について紛争解決策や行動指針を 示せる能力							
回答数	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	無回答	
762	514	188	51	3	2	4	
(100%)	(67.5%)	(24.7%)	(6.7%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.5%)	

問9 自治体	問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 5. 自治体組織の業務に対する理解度					
回答数	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	無回答
76:	383	288	75	11	1	4
(100%	(50.3%)	(37.8%)	(9.8%)	(1.4%)	(0.1%)	(0.5%)

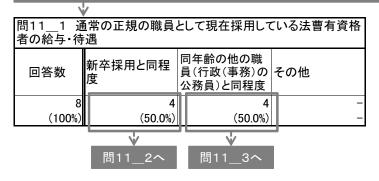
	問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 6. 諸外国の法律などの知識						
	回答数	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	無回答
ı	762	33	70	382	181	91	5
l	(100%)	(4.3%)	(9.2%)	(50.1%)	(23.8%)	(11.9%)	(0.7%)

問9 自治体	引9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 7. 弁護士の行政訴訟や行政法規に関する知識					
回答数	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	無回答
762	544	185	28	-	1	4
(100%)	(71.4%)	(24.3%)	(3.7%)	1	(0.1%)	(0.5%)

問9	問9 自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む)を選ぶ際の考慮の度合 8. 弁護士にかかる費用						
回答数 考慮する ある程度考慮する どちらともいえない あまり考慮しない 考慮しない				考慮しない	無回答		
	762	312	325	109	8	3	5
	(100%)	(40.9%)	(42.7%)	(14.3%)	(1.0%)	(0.4%)	(0.7%)

問10 法曹石	問10 法曹有資格者を採用していますか(いくつでも)							
回答数	法曹有資格者を 通常の正規の職 員として採用して いる	本 間 月 貝 伯 白 で しんかん は かんかん は しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん	非常勤の嘱託職		法曹有資格者を 採用していない し、今後も採用 する予定はない	無回答		
762	10	41	28	19	640	29		
(100%)	(1.3%)	(5.4%)	(3.7%)	(2.5%)	(84.0%)	(3.8%)		
	問	11~	問12へ	数 問13, 15へ	問16へ			

問10で法曹有資格者を「通常の正規の社員として採用している」または「任期付職員として採用している」と回答した自治体



問11_2 新卒採用と同程度とは、大卒または 大学院卒のどちらか						
回答数 大卒 大学院卒						
4	2	2				
(100%)	(50.0%)	(50.0%)				

問11_3 資格手当の支給の有無							
回答数 支給あり 支給なし							
8	_	8					
(100%)	-	(100%)					

問11_4 昇給昇進での優遇の有無							
回答数	優遇あり	優遇なし					
8	-		8				
(100%)	_	(100%	ó)				

問115	問11_5 任期付職員として現在採用している法曹有資格者の給与・待遇						
回答数	個人ごとに決定 する年俸制	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づく給与体系	資格者専用の給	その他			
4	-	37	1	4			
(100	/ /%)	(88.1%)	(2.4%)	(9.5%)			

問10で法曹有資格者を「通常の正規の社員として採用している」、「任期付職員として採用している」または「非常勤の嘱託職員として採用している」と回答した自治体

	V	/						
Ī	問12 法曹有資格者を採用しようと考えた理由(いくつでも)							
	回答数	法律知識を有す る人材を求めて いたから	法的な素養があり自治体法務の 即戦力になることができると期待 したから	法律知識に限らず優秀な能力を 発揮してくれると 期待したから	その他			
	74	55	38	13	16			
	(100%)	(74.3%)	(51.4%)	(17.6%)	(21.6%)			

問10で法曹有資格者を「通常の正規の社員として採用している」,「任期付職員として採用している」,「非常勤の嘱託職員として採用している」または「採用しようとしたが,採用できていない」と回答した自治体

問13_1 法								
回答数	求める	どちらかといえば 求める	どちらともいえな い	どちらかといえば 求めない	求めない			
93	56	20	9	_		8		
(100%)	(60.2%)	(21.5%)	(9.7%)	_		(8.6%)		

問13__2へ

	問13_2 法曹有資格者を採用する場合に求める弁護士事務所での実務経験年数								
回答数 1年程度 2~3年程度 4~5年程度 6~10年程					6~10年程度	10年超	経験は求めるが 特に年数にこだ わらない		
	76	3	30	10	4	1	28		
L	(100%) (3.9%) (39.5%) (13.2%) (5.3%) (1.3%) (36.8%)								

問10で法曹有資格者を「通常の正規の社員として採用している」、「任期付職員として採用している」または「非常勤の嘱託職員として採用している」と回答した自治体

問14 法曹有資格者の採用経緯を教えてください(いくつでも) 司法修習終了者 通常の新卒・中 外部の弁護士事 や弁護士を対象 職員として在籍 途採用の採用活 務所(顧問事務 法曹有資格者と 回答数 とした採用活動に していた者が資 その他 動に対する応募 所を含む)から派 直接交渉した 対する応募が 格を取得した があった 遣されている あった 74 5 38 3 15 15 (100%)(6.8%)(51.4%)(5.4%)(4.1%)(20.3%) (20.3%)

問10で「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」と回答した自治体

問15 法曹有資格者を職員として採用しようとしたが、採用できていない理由(いくつ でも) 給与等の待遇面 採用の時期が司 配属予定の部署 応募者の能力的 回答数 について折り合い 法修習終了時期 の雰囲気と調和し な部分で満足が がつかなかった ない印象を受けたいかなかった ではなかった 19 (100%)(10.5%)応募者の意欲・熱採用内定を出し 意の部分で満足 たが、辞退され 応募がなかった その他 がいかなかった た (10.5%)(47.4%)(31.6%)問17へ

	問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 1.法曹有資格者が組織内に入ってくること自体に違和感ないし不安がある							
回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答		
762	3	19	235	145	350	10		
(100%)	(0.4%)	(2.5%)	(30.8%)	(19.0%)	(45.9%)	(1.3%)		

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 2. 既存の職員を育成すればたりる						
回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762	18	88	300	136	209	11
						(1.4%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 3.必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すればたりる

 7 1016/2 7 0						
回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762	342	278	93	22	19	8
(100%)	(44.9%)	(36.5%)	(12.2%)	(2.9%)	(2.5%)	(1.0%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 4. 法曹有資格者を採用することの必要性・ 有用性(期待できる成果・効果)がわかりにくい

ことにくない	HATE (MIN CE O)A木 M木/N NO NE(O						
回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答	
762	70	179	274	122	107	10	
(100%)	(9.2%)	(23.5%)	(36.0%)	(16.0%)	(14.0%)	(1.3%)	

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 5. 厳しい財政状況の中で,任用コスト・正職員の定数管理の面から,消極にならざるを得ない

回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762	220	271	185	39	39	8
(100%)	(28.9%)	(35.6%)	(24.3%)	(5.1%)	(5.1%)	(1.0%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 6. 募集したとしても、どれだけの応募があるのか不安がある

07/3 5/3 0						
回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762	131	207	309	49	56	10
(100%)	(17.2%)	(27.2%)	(40.6%)	(6.4%)	(7.3%)	(1.3%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 7. 法曹有資格者は高い給与でないと採用できない

回答数	そう思う		どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762		84	130	474	24	40	10
(100%)		(11.0%)	(17.1%)	(62.2%)	(3.1%)	(5.2%)	(1.3%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見 8. 法曹有資格者は新卒者(大卒)に比べて 平均的に年齢が高く、若いうちに職場教育ができない

回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
762	11	84	388	127	132	20
(100%)	(1.4%)	(11.0%)	(50.9%)	(16.7%)	(17.3%)	(2.6%)

問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される意見 9.弁護士以外の専門家(司法書士,税理士,社会保険労務士など)を利用しているので組織内に法曹有資格者を必要としていない

	回答数	そう思う	どちらかといえば そう思う	何ともいえない	どちらかといえば そうは思わない	そうは思わない	無回答
ı	762	5	22	274	121	317	23
	(100%)	(0.7%)	(2.9%)	(36.0%)	(15.9%)	(41.6%)	(3.0%)

問15で「給与等の待遇面について折り合いがつかなかった」,問16の「7. 高い給与でないと採用できない」で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した自治体

	/							
問171 仮に法曹有資格者を通常の正規の職員として採用する場合の給与・待遇								
回答数	新卒採用と同程 度	同年齢の他の職 員(行政(事務)の 公務員)と同程度	その他	無回答				
208	70	101	26	11				
(100%)	(33.7%)	(48.6%)	(12.5%)	(5.3%)				
	問17 2へ	問17	,					
	,	1-3 . ,						

問17_2 新卒採用と同程度とは、大卒または大学院卒のどちらか				
回答数	大卒	大学院卒	無回答	
70	41	27	2	
(100%)	(58.6%)	(38.6%)	(2.9%)	

問17_3 資格手当の支給の有無					
回答数 支給あり 支給なし 無回答					
208	42	141	25		
(100%)	(20.2%)	(67.8%)	(12.0%)		

問174 昇級昇進での優遇の有無					
回答数 優遇あり 優遇なし 無回答					
208	27	153	28		
(100%)	(13.0%)	(73.6%)	(13.5%)		

問17_5 仮に法曹有資格者を任期付職員として採用する場合の給与・待遇					
回答数	個人ごとに決定 する年俸制		2以外の法曹有 資格者専用の給 与体系を設定	その他	無回答
209	14	137	27	20	11
(100%)	(6.7%)	(65.6%)	(12.9%)	(9.6%)	(5.3%)

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 1. 自治体を当事者とする 訴訟・調停等の代理人				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	145	51	38	1
(100%)	(19.0%)	(6.7%)	(5.0%)	(0.1%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	2	514	11	
	(0.3%)	(67.5%)	(1.4%)	

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 2. 行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	111	176	150	18
(100%)	(14.6%)	(23.1%)	(19.7%)	(2.4%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	29	266	12	
	(3.8%)	(34.9%)	(1.6%)	

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 3. 自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	90	170	208	27
(100%)	(11.8%)	(22.3%)	(27.3%)	(3.5%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	23	232	12	
	(3.0%)	(30.4%)	(1.6%)	

問18 弁護	問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 4. 苦情処理対応の代理人				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない	
76	2 64	138	342	62	
(1009	(8.4%)	(18.1%)	(44.9%)	(8.1%)	
	希望しない	既に利用している	無回答		
	69	74	13		
	(9.1%)	(9.7%)	(1.7%)		

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 5. 契約書に関する法律 相談及び文書チェック					
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない	
762	58	143	216	54	
(100%)	(7.6%)	(18.8%)	(28.3%)	(7.1%)	
	希望しない	既に利用している	無回答		
	51	228	12		
	(6.7%)	(29.9%)	(1.6%)		

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 6. 政策形成・推進における法律相談				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	45	129	305	54
(100%)	(5.9%)	(16.9%)	(40.0%)	(7.1%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	63	153	13	
	(8.3%)	(20.1%)	(1.7%)	

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 7.条例等の立案過程に おける法律相談及び法令審査				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	47	135	293	77
(100%)	(6.2%)	(17.7%)	(38.5%)	(10.1%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	81	118	11	
	(10.6%)	(15.5%)	(1.4%)	

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 8. 福祉分野(子ども, 高齢者, 障がい者, 生活困窮者)における法律相談や支援				
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない
762	68	181	220	24
(100%)	(8.9%)	(23.8%)	(28.9%)	(3.1%)
	希望しない	既に利用している	無回答	
	22	236	11	
	(2.9%)	(31.0%)	(1.4%)	

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 9. 教育分野(いじめ, 体 罰等)における法律相談や支援								
回答数	希望する	どちらともいえない	どちらかといえば 希望しない					
762	84	193	207	20				
(100%)	(11.0%)	(25.3%)	(27.2%)	(2.6%)				
	希望しない	既に利用している	無回答					
	17	229	12					
	(2.2%)	(30.1%)	(1.6%)					

問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向 10 犯罪被害者等(DV・ストーカー被害者、消費者被害などを含む)への対応								
回答数	希望する	どちらかといえば 希望する		どちらかといえば 希望しない				
762	72	193	297	23				
(100%)	(9.4%)	(25.3%)	(39.0%)	(3.0%)				
	希望しない	既に利用している	無回答					
	30	134	13					
	(3.9%)	(17.6%)	(1.7%)					

 問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと 1. 弁護士の専門分野が わかること								
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答		
762	448	258	45	4	1	6		
(100%)	(58.8%)	(33.9%)	(5.9%)	(0.5%)	(0.1%)	(0.8%)		

問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと 2. 弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価がわかること

Ľ	W = 10 1 1 1 C	THE CHAILEN Y STARCH IMPANA OCC					
	回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わ ない	無回答
	762	404	291	56	3	1	7
	(100%)	(53.0%)	(38.2%)	(7.3%)	(0.4%)	(0.1%)	(0.9%)

問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと 3. 弁護士にかかる費用 が安くなること どちらかといえば どちらかといえば 必要だとは思わ 必要だと思う どちらともいえない 必要だとは思わ 無回答 回答数 必要だと思う ない ない 762 352 252 144 3 (100%) (0.5%) (0.4%) (0.9%) (46.2%) (33.1%) (18.9%)

	問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと 4. 弁護士にかかる費用 の基準が明らかになること								
回答数	ζ		どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない		必要だとは思わない	無回答		
	762	401	256	91	4	3	7		
(10	00%)	(52.6%)	(33.6%)	(11.9%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.9%)		

問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと 5. 弁護士の業務処理や 応答が速くなること								
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答		
762	285	297	156	12	5	7		
(100%)	(37.4%)	(39.0%)	(20.5%)	(1.6%)	(0.7%)	(0.9%)		

問20 今後,	問20 今後、貴自治体において法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思いますか							
回答数	増えると思う	えると思う どちらかといえば ばちらともいえない どちらかといえば 増えると思わな 無 増えると思う						
762	260	274	204	6	4	14		
(100%)	(34.1%)	(36.0%)	(26.8%)	(0.8%)	(0.5%)	(1.8%)		
	問21	, 23 ^	ツ 問23へ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22~			

問21 どのよ	問21 どのような法曹有資格者を利用することを望みますか(いくつでも)								
顧問弁護士以外 回答数 顧問弁護士 の自治体外の弁 護士 職員(任期付職員 及び非常勤の嘱 託職員を含む)と しての弁護士 験合格者					無回答				
534	435	162	120	19	3				
(100%)	(0.6%)								

問22 貴自治体において法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由									
回答数	法律に関連する 仕事は増えない から	法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家(司法書士、行政事書士、公証人、行政書士、社会保険労務士など)を利用することでたりるから	法律に関連する 仕事が増えたと しても、法曹有資 格者でない職員 で対応することで たりるから	その他					
10	1	2	4	3					
(100%)	(10.0%)	(20.0%)	(40.0%)	(30.0%)					

問23 今後,	問23 今後,貴自治体で法曹有資格者を利用する場合,どのような能力等が必要か 1.法律に関する専門的な知識							
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答		
762	706	46	2	-	_	8		
(100%)	(92.7%)	(6.0%)	(0.3%)	_	_	(1.0%)		

問23 今後, 知識								
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わ ない	無回答		
762	421	300	33	-	1	7		
(100%)	(55.2%)	(39.4%)	(4.3%)	-	(0.1%)	(0.9%)		

	問23 今後, 貴自治体で法曹有資格者を利用する場合, どのような能力等が必要か 3. コミュニケーション能力							
	回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答	
ĺ	762	454	271	27	2	_	8	
	(100%)	(59.6%)	(35.6%)	(3.5%)	(0.3%)	_	(1.0%)	

問23 今後,	問23 今後、貴自治体で法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か 4. 交渉力							
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答		
762	510	207	36	-	_	9		
(100%)	(66.9%)	(27.2%)	(4.7%)	_	_	(1.2%)		

問23 今後,							
回答数	必要だと思う	どちらかといえば 必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば 必要だとは思わ ない	必要だとは思わない	無回答	
762	542	198	15	_	1	6	
(100%)	(71.1%)	(26.0%)	(2.0%)	_	(0.1%)	(0.8%)	

問24 貴自治	問24 貴自治体では、弁護士による市民向けの法律相談を実施していますか								
回答数	回答数 法律相談を実施 実施したいと思う が、未だに実施 思わない わからない 無								
762	575	41	75	59	12				
(100%)	(75.5%)	(5.4%)	(9.8%)	(7.7%)	(1.6%)				
	_								

問25 今後、弁護士による法律相談の回数を増やしたいと思いますか									
回答数	回答数 回数を増やしたい 現状維持でよい 回数を減らしたい わからない 無回答								
575	62	449	5	56	3				
(100%) (10.8%) (78.1%) (0.9%) (9.7%)									

属性問1 自治体区分									
回答数	都道府県	都道府県庁所在 地(東京都を除く)		2,3以外の中核 市または特例市					
762	38	28	4	51					
(100%)	(5.0%)	(3.7%)	(0.5%)	(6.7%)					
	特別区(東京23 区)	2, 3, 4, 5以外 の自治体	無回答						
	13	623	5						
	(1.7%)	(81.8%)	(0.7%)						

J	属性問2(1) 部署								
	回答数	総務部門	人事部門	法務部門	福祉(民生)部門	その他	無回答		
	762	489	11	243	_	6	13		
	(100%)	(64.2%)	(1.4%)	(31.9%)	_	(0.8%)	(1.7%)		

問1(1) 弁護	士の在職人数(合	計)(平成26年8月	1日現在)					
合 計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会		
335	0	2	0	1	1	1		
	国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁		
	0	4	0	0	0	1		
	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁		
	4	0	18	0	32	22		
	総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省		
	4	1	0	7	0	8		
	財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省		
	0	0	0	202	1	1		
	中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁		
	0	0	13	2	1	2		
	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所		
	4	1	0	0	0	0		
	環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院				
	0	1	0	1				

問1(1) 弁護	士の在職人数(常	勤)(平成26年8月	1日現在)			
合 計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会
124	0	2	0	1	1	0
	国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁
	0	0	0	0	0	0
	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁
	3	0	18	0	32	22
	総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省
	4	1	0	7	0	7
	財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省
	0	0	0	0	1	1
	中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁
	0	0	13	2	1	2
	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所
	4	1	0	0	0	0
	環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院		
	0	1	0	0		

問1(1) 弁護	問1(1) 弁護士の在職人数(非常勤)(平成26年8月1日現在)									
合 計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会				
211	0	0	0	0	0	1				
	国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁				
	0	4	0	0	0	1				
	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁				
	1	0	0	0	0	0				
	総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省				
	0	0	0	0	0	1				
	財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省				
	0	0	0	202	0	0				
	中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁				
	0	0	0	0	0	0				
	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所				
	0	0	0	0	0	0				
	環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院						
	0	0	0	1						

問1(2) 弁護士登録をしていない司法試験合格者(新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る)の 在職人数(平成26年8月1日現在)								
	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会		
24	0	0	0	0	0	0		
	国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁		
	0	0	0	0	0	0		
	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁		
	0	0	3	0	5	4		
	総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省		
	2	0	0	0	0	0		
	財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省		
	1	4	0	1	1	0		
	中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁		
	0	3	不明	不明	把握していない	0		
	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所		
	0	0	0	0	0	0		
	環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院				
	0	0	0	0				

	問1(3) 総合職試験の院卒者試験受験者で採用された者のうち,日本の法科大学院修了者の在職人数(合計)(平成26 年8月1日現在)								
合	計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会		
	44	0	2	0	0	0	0		
		国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁		
		0	0	0	0	1	0		
		内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁		
		0	0	5	0	6	4		
		総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省		
		0	0	0	5	0	1		
		財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省		
		1	9	0	5	0	1		
		中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁		
		0	2	不明	不明	0	0		
		国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所		
		0	0	0	0	0	0		
		環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院				
		0	0	1	1				

	問1(3) 総合職試験の院卒者試験受験者で採用された者のうち、日本の法科大学院修了者の在職人数(うち新司法試験 合格者)(平成26年8月1日現在)								
合	計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会		
	19	0	2	0	0	0	0		
		国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁		
		0	0	0	0	0	0		
		内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁		
		0	0	5	0	2	2		
		総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省		
		0	0	0	0	0	0		
		財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省		
		0	6	0	1	0	未確認		
		中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁		
		0	2	不明	不明	0	0		
		国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所		
		0	0	0	0	0	0		
		環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院				
		0	0	1	0				

問1(4) 総合職試験(事務系区分)で採用された 者のうち,司法試験に合格していない日本の法 科大学院修了者の在職人数(平成26年8月1日 現在)					
合計(在職者 のいる機関)	在職者数(最大)	在職者数(最小)			
32(13)	6	1			

分)で採用さいない日本の	問1(5) 一般職試験(大卒程度試験)(行政区分)で採用された者のうち,司法試験に合格していない日本の法科大学院修了者の在職人数(平成26年8月1日現在)				
合計(在職者 のいる機関)	在職者数(最大)	在職者数(最小)			
17(9)	4	1			

問2	弁護士	の在職人数(合計)(平成18年1月1日	3時点)			
合	計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会
	47	0	0	0	0	1	0
		国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁
		0	不明	0	0	0	0
		内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁
		0	0	6	0	25	0
		総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省
		0	0	0	6	0	8
		財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省
		0	0	0	0	0	0
		中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁
		0	0	不明	不明	把握していない	1
		国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所
		0	0	0	0	0	0
		環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院		
		0	0	0	0		

問2 弁護士の在職人数(常勤)(平成18年1月1日時点)							
問2	开護工	の仕職人致(吊割)(平成18年1月16 	1時 <i>点)</i> 	T		
合	計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会
	47	0	0	0	0	1	0
		国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁
		0	不明	0	0	0	0
		内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁
		0	0	6	0	25	0
		総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省
		0	0	0	6	0	8
		財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省
		0	0	0	0	0	0
		中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁
		0	0	不明	不明	把握していない	1
		国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所
		0	0	0	0	0	0
		環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院		
		0	0	0	0		

問2	弁護士	の在職人数(非常	勤)(平成18年1月	1日時点)			
合	計	衆議院事務局	衆議院法制局	参議院事務局	参議院法制局	裁判官弾劾裁判所	裁判官訴追委員会
	0	0	0	0	0	0	0
		国立国会図書館	内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議	人事院	復興庁
		0	不明	0	0	0	0
		内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	金融庁	消費者庁
		0	0	0	0	0	0
		総務省	公害等調整委員会	消防庁	法務省	公安調査庁	外務省
		0	0	0	0	0	不明
		財務省	国税庁	国税不服審判所	文部科学省	文化庁	厚生労働省
		0	0	0	0	0	0
		中央労働委員会	農林水産省, 林野庁, 水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	特許庁
		0	0	不明	不明	把握していない	0
		国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁	海難審判所
		0	0	0	0	0	0
		環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院		
		0	0	0	0		

問3(1) 弁護士が在職している勤務形態別機関数						
	常勤が在職して 非常勤が在職し 両方在職している機関数 ている機関数 る機関数		両方在職してい る機関数			
25	20	7	2			

問3(2) 弁護士登録をしていない司法試験合格者(新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る)が在職している機関数回答数機関数

問4(1) 採用年度別の弁護士の人数							
合 計	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
335	1	0	2	3			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
	30	75	167	57			

問4(1) 採用時の弁護士経験年数							
合 計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	不明		
335	178	102	33	9	13		

問4(2) 採用年度別の弁護士登録をしていない司法試験合格者(新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る)の人数							
合 計 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22							
24	1	0	2	2			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
	3	5	3	8			

海	ョ有貝恰白り	が出り現仏	に関りる副軍	1	夜(国の行政	(成) (3) 守 /
問5 弁護士	を採用する場合,	経験年数を求める	か(常勤)			
回答数	特に求めない	求める	採用予定はない	実績なし	無回答	
48	13	11	1	1	22	
		問5_1へ				
問5_1 どの	の程度の経験年数	を求めるか(常勤))			
回答数	2年	2年から3年	3年	3年から4年	3年以上	募集業務に
11	1	1	1	1	1	
問5 弁護士	を採用する場合,	経験年数を求める	か(非常勤)]	
回答数	特に求めない	求める	採用予定はない	無回答	1	
48	10	2	1	35		
		問5_2へ	_			
問52 どの	程度の経験年数を	求めるか(非常勤)]			
回答数	3年から4年	20年				
2	1	1]			
問6(1) 弁護	士を採用しようとし	て採用できなかっ	 ナーニンがあるか(営	を動心莫)	1	
回答数	採用できなかっ	採用できなかっ	実績なし	無回答	-	
48	たことはない 18	たことがある	大根なし	※四日 25	-	
40	10	V		20	1	
		問6(1)1				
問6(1)1 弁	‡護士を採用しよう	として採用できなた	いった理由(常勤公	·募)		
回答数	採用候補・内定 者に辞退された ため	理由は不明だが、した際、応募がなか用にいたらなかった	いったことがあり,採	法曹有資格者を公募したが, 応募がなかった等の理由		
4	2		1	1	-	
					-	
問6(1) 弁護	士を採用しようとし		たことがあるか(非	常勤公募)		
回答数	採用できなかっ たことはない	採用できなかっ たことがある	実績なし	無回答		
48	7	0	1	40		
格者を対象と	士登録をしていな とした採用試験で持 なかったことがあっ	採用された者に限る				
回答数	採用できなかっ	採用できなかっ	無回答			
48	たことはない 8	たことがある	33			
40	<u> </u>	V	33	I		
		問6(2)1		1		
合格者を対象	・護士登録をしてい 象とした採用試験で きなかった理由					
回答数	採用候補·内定	面接の結果,採用に至らなかった	応募はあった が, 適任者がい なかったため			
7	2		4			
- A//	エナル ま 古 次 枚	* - 5 - 7 - 1 - 7 - 1		1.	1	

l	問7 今後,新たに法曹有資格者の採用を計画している部署はあるか						
	回答数	ある	ない	現段階では, はっ きりといえない	無回答		
	48	5	17	24	2		